

平成19年度

特定非営利活動法人 **子どもの森**

総会資料



はじめに

私たちの住んでいる地域には、多くの清らかな流れの河川があります。私たちの子ども時代には、川で味噌汁の具にする蛭を採ったり、夏休みには、毎日のように川遊びをしていました。そんな、きれいな川がいまでは汚れてしまい遊泳も
5
できません。そして、山に目を向けると、台風などの大雨は、山から時間をかけてゆっくりと川へ流れでていましたが、近年では、雨が降ったとたんに大増水し、雨が上がると川の増水は一気に減ってしまいます。つまり、山が治水の働きをせず、降った雨が、すぐに川に流れ出ています。そして、山からは、海に大量の杉
10
や竹が流れ出ています。

地球温暖化防止が世界で話し合われ、水没の危機にある南太平洋の小さな国や、大陸の砂漠拡大など、世界的にも地球環境の悪化が叫ばれています。そんな背景からも、私たちは、今よりさらに悪化させた自然環境を次の世代に引き継ぐことをしてはいけないし、できるだけ良い自然環境を、次の世代に引き継ぐ責任が
15
あります。

こんな悪化した自然環境に対して、行政では決め手となる対策ができず、もはや人任せではなく、自分自信の問題として捉えなければならぬ事に気づきました。自然環境を守り良くするために、自分自身で何ができるかを考えた時、同じ考え
20
気持ちを持つ仲間が集まって、各個人が時間を作ってボランティアで環境問題に取り組んで行くことから、始めなければならないと思いました。

言葉で、環境問題に取り組んでいくと言えは簡単ですが、では実践をどうするかが課題でした。子どもの森の役員達は、色々な研修会に参加して勉強をしてきました。また、環境問題に取り組んでいる他の団体の活動に参加したりして、会の活動の方向性を模索してきました。その結果、植樹や育林など、荒れた山を
25
保全整備して行く活動と、将来において自然環境を守って行くことになる次の世代への環境啓発を実践して行く事が、子どもの森の方針として固まってきました。

今までは、木材の生産量が多い森が良い森であったと思いますが、現在は、森の持つ環境も森の価値と判断される時代となってきました。しかし、森の持ち主に環境を作ってもらい、それを無償で使うわけにはいきません。何らかの形で、
30
みんなで協力して、森の環境を作り守らなくてはなりません。

山村、森の多い国や地域は、森を守り育てる責任があり、都会、森の少ない国や地域は、その手助けをしなくてはなりません。全国的に森林環境税の導入が進んで、森林の環境を守る事が叫ばれてきて久しいですが、森の多い県や地域だけに森林環境を守ることを押し付けることにならないように、森林環境を作り守る
35
ための活動を、みんなで取り組んでいかななくてはなりません。

『水と緑の森林づくり』県民ボランティアの集い（平成 18 年 10 月 29 日開催）での横山理事長活動発表より

報告事項 . 平成18年度活動経過報告

1. 事業の成果

- 5 デイキャンプ、つる取りとつる工作、五十鈴小学校（小学4年生）での椎茸栽培の実施にて、農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業ができた。
- バードウォッチング、ドングリ拾いと育苗学習、環境問題を考える講演会の実施にて、自然環境を理解してもらうための啓発活動ができた。
- 10 森林環境の保全活動として、森林の再生活動（門川高等学校演習林）と17年度の植樹地の草刈りや雑木林整備を実施できた。
- しいたけ栽培研究により産業の調査・研究ができた。
- Webページと広報紙により、活動の情報発信・啓発ができた。
- 15 みやざき森づくりボランティア協議会の開催する活動や研修に参加することで、自然環境を守るための知識・技能を修得できた。また、習得した知識・技能は、森林環境の保全活動などに活用できた。

2. 事業内容（特定非営利活動に係る事業）

20 (1) 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業

デイキャンプ

- 実施日 平成18年8月12日
- 参加人数 43人
- 実施場所 西門川三ヶ瀬地区にある当法人のほだ場
- 25 内 容 子どもたちへの環境教育の一環として、また成人には環境への啓発の場として、自然環境を遊びながら学んでもらう。ネイチャーゲームでは、自然をさまざまな感覚や心を通じて理解し、自然と自分が一体であることを学んだ。飯盒での炊飯、釜戸でのソーセージ焼き、森の工作やバームクーヘンを作る等、自然の中で非日常的な体験をした。

30

つる取りとつる工作

- 実施日 平成18年12月3日
- 参加人数 28人
- 実施場所 子どもの森（西門川三ヶ瀬地区）
- 35 内 容 森林の保全活動も兼ねて木の成長を阻害する蔓を取り除き、取り除いた蔓を利用して籠等の工作をした。

椎茸栽培（コマ打ち）

- 40 実施日 平成19年3月9日
- 参加人数 小学4年生60人、先生3人、会員5人の計68人
- 実施場所 門川町立五十鈴小学校
- 内 容 総合学習の時間を使って、子どもたちが町内の暮らし（農林水産業と環境）の学習として、椎茸菌のコマ打ち体験をおこなった。コマ打ちをした原木は、椎茸の収穫までを小学校で管理して行く。

45

- (2) 地場産業の啓発、普及と共に地域の特性を活かした農林水産物等の販売実施できなかった。

(3) 地域の自然、産業などの調査・研究事業

しいたけ栽培研究

実施期間 平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月

実施場所 西門川三ヶ瀬地区にある当法人のほだ場

- 5 内 容 地元の特産品である椎茸を栽培することで、産業の調査・研究ができた。また、この研究を通して、地元小学校での町内の暮らしの学習体験である「椎茸栽培(コマ打ち)」を企画・実施ができた。

(4) 地域の自然、環境などを理解してもらうための啓発活動及び情報収集

10 ドングリ拾いと育苗学習

実施日 平成 18 年 11 月 5 日

参加人数 17 人

実施場所 子どもの森(西門川三ヶ瀬地区)

- 15 内 容 各参加者が雑木林でドングリを拾い、苗木育成セットを使って自宅でドングリを苗木へと育てる。育った苗木は、2 年後に山に植樹する予定。また同時に、雑木林とその近辺にある木の名前と森の治水の学習をした。

環境問題を考える講演会

実施日 平成 19 年 2 月 4 日

- 20 参加人数 16 人

実施場所 日向市中央公民館

内 容 「そばやのおばさんのエコロジー」という名前で、様々な循環と取り組みながらエコロジー活動を実践している蒲生芳子さんを講師に招いて、「あなたにできること私にできること」から環境問題に取り組んで行けることを学んだ。

25

森林の再生活動

実施日 平成 18 年 12 月 9 日、平成 19 年 1 月 21 日、2 月 12 日、2 月 18 日
2 月 28 日、3 月 21 日、3 月 25 日

参加人数 44 人(延べ 88 人)

- 30 実施場所 G O C A N の森(西門川三ヶ瀬地区の門川高等学校演習林)

- 35 内 容 台風で植林されていた杉が流された門川高等学校演習林の自然環境の復元を図り、水源の涵養や災害防止など森林の持つ公益的機能の再生させるため、宮崎県森林環境税から活動資金の一部助成を受け、門川高等学校生徒と一緒に、竹やかん木の伐採からはじめて、階段作り・筋置きの設置と地ごしらえ・竹やかん木の粉碎等を門川高校生や子どもの森会員・一般参加者で作業して、最後にケヤキ・イロハモミジ・ヤマザクラ・イチイガシを 140 本植樹した。

雑木林と植樹後の手入れ

実施日 平成 18 年 5 月 21 日、7 月 2 日、9 月 3 日

- 40 参加人数 延べ 29 人

実施場所 子どもの森(西門川三ヶ瀬地区)

内 容 昨年度の植樹地の下草刈等の育林作業と、植樹地に隣接している雑木林の整備活動を実践した。

- 45 (5) 子どもたちや地域の人たちの情報化教育や交流のための教室開催
実施できなかった。

(6) 活動の情報発信・啓発のための出版事業

当法人のすべての活動と自然環境啓発等を、月 5~6 回の Web ページ更新にて情報発信した。

- 50 当法人の活動を紹介するために、広報紙「子どもの森通信 2 号、3 号」を発行した。

(7) その他目的を達成するために必要な事業

みやざき森づくりボランティア協議会に加入して、同協議会の開催する活動や研修と同協議会の加盟団体の活動に参加することで、自然環境を守るための知識・技能を修得した。

- 5 • ドングリいろいろの園の下草刈
 : MFV会(平成18年6月4日)
- ロキシーヒル植樹地の下草刈
 : 宮崎グリーンヘルパーの会(平成18年9月16日)
- わくわくの森の下草刈
10 : 水源の森づくりをすすめる市民の会(平成18年9月24日)
- 『水と緑の森林づくり』県民ボランティアの集いでの活動発表
 : 宮崎県(平成18年10月29日)
- 地球温暖化防止活動推進フェスティバル2006 inみやざきへの参加
 : みやざき森づくりボランティア協議会(平成18年11月18日、19日)
- 15 • ふるさとの環境を学ぶ会への参加
 : 日向市ふるさとの自然を守る会(平成18年11月23日)
- 森づくりボランティア女性リーダーの集いへのパネラー参加
 : 宮崎県(平成18年11月25日)
- 森づくりでの安全講習への参加
20 : みやざき森づくりボランティア協議会(平成19年1月27日、28日)
- 日向市民植樹祭への参加
 : 日向市ふるさとの自然を守る会(平成19年3月18日)

25 3. 助成金

宮崎県ボランティア基金「ボランティア活動費助成事業」

ボランティア活動への振興・促進を図ることを目的とする助成です。

- 30 助成対象となった活動は、環境プログラム(デイキャンプ、ドングリ拾い、つる取りとつる工作、環境問題を考える講演会)と五十鈴小学校での椎茸栽培(コマ打ち)です。助成率は、活動費の2/3で、129,000円でした。

森林環境税「森林づくり活動支援事業」

- 35 県民参加の森林づくりを一層推進するため、森林ボランティア団体等の育成や県民の知恵と行動力を生かした県民公募型の森林づくり活動に対する支援を行うとともに、企業や団体等の参画した社会貢献のための森林づくりを支援することを目的としている「森林づくり活動支援事業」の助成です。

- 40 助成対象となったのは、台風で植林されていた杉が流された門川高等学校の演習林(約0.1ha)に広葉樹を植樹することで、自然環境の復元を図り水源の涵養や災害防止など森林の持つ公益的機能の再生を図る活動(森林の再生活動)の活動費の3/4で、118,080円でした。

4. 報道機関からの取材など

- 45 子どもの森の活動について、MRTやわいWaiTVワイワイネットでの放送や宮崎日日新聞と夕刊デイリーの取材が、下記の通りありました。

MRTラジオ: 5月9日

- 50 暮らしのリーダーの各種ボランティア活動をしている団体や個人を紹介するコーナー「ボランティア・ワールド」に、横山理事が生出演しました。

宮崎日日新聞：5月25日

NPO法人で雇用者への賃金未払いや、補助金の目的外使用等の不正行為があったそうです。寄付金や補助金により運営をしているNPO法人は、きちんと情報公開をしていかななくては行けない。他の真面目に頑張っているNPO法人へ迷惑をかけるような行為をしてはいけないと言った理由で、「NPO法人しっかりしなさい」と警鐘を鳴らすための記事取材が、事務局にてありました。

MRTラジオ：6月3日

竹井由美さんがパーソナリティーをつとめる「土曜に乾杯の元気印ここにあり！」コーナーに、横山理事が電話出演しました。

わいWaiTVワイワイネット：6月13日

五十鈴小学校での椎茸ほだ木の本伏せ組みが、6/15木と17土、18日の計11回放送されました。

わいWaiTVワイワイネット：8月12日

デイキャンプが、8/22火と26土、27日の計11回放送されました。

MRTテレビ：9月3日

環境問題に通い組んでいるボランティア団体の紹介として、3月に植樹をした子どもの森ワールドの下草刈りを、MRT「おしえてみやざき」(9月16日放映)が取材撮影を行ないました。

わいWaiTVワイワイネット：12月3日

つる取りとつる工作が、12/5火と9土、10日の計11回放送されました。

宮崎日日新聞：12月14日

宮崎日日新聞社と宮崎県地球温暖化防止活動推進センターが実施している「STOP温暖化チャレンジキャンペーン」の広告記事に、環境問題に取り組んでいる団体の活動紹介を掲載しています。この広告記事に、子どもの森の活動紹介を掲載するための取材が事務局でありました。

わいWaiTVワイワイネット：1月21日、3月25日

森林の再生活動が、(平成19年)4/5木と6金、7土、8日の計11回放送されました。

夕刊デイリー：2月6日

蒲生芳子さんを講師に招いた「環境問題を考える講演会～私にできることあなたにできること～」(2月4日実施)の取材がありました。

5. 他団体の機関紙での紹介と活動の表彰など

コカ・コーラ環境教育賞主催者賞：8月28日

子どもの森の環境教育・環境保全活動が評価され、コカ・コーラ環境教育財団より、表彰を受けました。

「ふれあい」に紹介(宮崎県内配布):10月号

特定非営利活動法人宮崎県ボランティア協会が、毎月発行している機関紙「ふれあい」で、子どもの森が紹介されました。

「九州」に紹介(九州内配布):12月号

九州森林管理局が、毎月発行している広報誌「九州」(平成18年12月10日発行)の「ちょっと一言」に、横山理事の「森から学ぶ!」が掲載されました。

平成18年度活動経過一覧

月	内 容	活動日	場 所	備 考
4	植樹	1(土)	子どもの森	昨年度の残り
	第1回理事会	11(木)	事務局	
	第5回通常総会	22(土)	門川町中央公民館	
5	MRTボランティア・ワールド生出演	9(火)	MRT	横山理事
	第2回理事会	10(水)	事務局	
	雑木林の整備	21(日)	子どもの森	兼 植樹後の下草刈
	宮日新聞取材	25(木)	事務局	「県内NPO法人問われる活動内容」
6	MRTラジオ「土曜に乾杯」に電話出演	3(土)	事務局	横山理事
	しいたけ原木本伏せ作業	13(火)	五十鈴小学校	わいWaiTVワイワイネット取材撮影
	ほん伏せ整備		ほん伏せ場	草刈り、遮光ネット張替え
	バードウォッチングの準備	18(日)	文化センター周辺	草刈り
	みやざき森づくりボランティア協議会総会	18(日)	ロキシーヒル	横山理事
	バードウォッチング	24(土)	文化センター周辺	講師：猪崎悦子さん
7	雑木林の整備、育林	2(日)	子どもの森	
	ディキャンプの準備	20(木)	ほだ場	ネイチャーゲームの下見
	第3回理事会	26(水)	事務局	
	ディキャンプの準備	30(日)	ほだ場	会場設営、トイレ設置、竹器製作
8	ディキャンプ (ネイチャーゲーム)	12(土)	ほだ場	ネイチャーゲーム：古田栄子さん、黒木政則さん わいWaiTVワイワイネット取材撮影
	環境教育賞主催者賞の受賞	28(月)	ロキシーヒル	コカ・コーラ環境教育財団 横山理事長
9	雑木林の整備、育林	3(日)	子どもの森	MRT「おしえてみやざき」の取材撮影
10	第4回理事会	11(水)	事務局	
	ほだ木起こし	15(日)	ほだ場	ほだ木移動
	『水と緑の森林づくり』県民ボランティアの集い	29(日)	西都市	横山理事長の森づくり実践活動発表
11	どんぐり拾いと苗づくりの準備	1(水)	日向市	活動内容の打ち合わせ
	どんぐり拾いと苗づくり	5(日)	子どもの森	講師：大野裕さん(森林インストラクター)
	しいたけ収穫	12(日)	ほだ場	会員他
	地球温暖化防止活動推進フェスティバル	18(土) 19(日)	フローランテ宮崎	みやざき森づくりボランティア協議会
	日向市ふるさとの自然を守る会ふるさとの環境を学ぶ会	23(祝)	富高小学校体育館	横山理事長、横山理事
	森づくりボランティア女性リーダーの集い	25(土)	宮崎県自然環境課	横山理事長がパネラーとして出席
	環境問題を考える講演会の準備	29(日)	都城市	講演内容の打ち合わせ
12	つる取りとつる工作	3(日)	子どもの森	指導：日高イセノさん わいWaiTVワイワイネット取材撮影
	第一回森林の再生活動	9(土)	GOCANの森	階段作り
	宮日新聞取材	14(木)	事務局	「STOP温暖化チャレンジキャンペーン」
1	第5回理事会	17(水)	事務局	
	第二回森林の再生活動	21(日)	GOCANの森	階段作り、かん木と竹のチップ化 わいWaiTVワイワイネット取材撮影
	みやざき森づくりボランティア協議会の研修 (安全作業、リスクマネジメント、救命救急)	27(土) 28(日)	宮崎県林業技術 センター研修所	横山理事長、横山理事、田中理事
2	りるふおれすと四季の会の設立活動	3(土)	宮崎市高岡	横山理事長、横山理事
	環境問題を考える講演会	4(日)	日向市中央公民館	講師：蒲生芳子さん
	予定外森林の再生活動	12(祝)	GOCANの森	地ごしらえ、筋置きの延長
	第三回森林の再生活動	18(日)	GOCANの森	地ごしらえ、灌木と竹のチップ化
	しいたけ原木準備		五十鈴小学校	山から原木を切り出し小学校まで輸送
予定外森林の再生活動	28(水)	GOCANの森	地ごしらえ	
3	しいたけ栽培体験	9(金)	五十鈴小学校	森林環境教育推進事業：大野裕さん
	日向市ふるさとの自然を守る会の植樹祭	18(日)	日向市	横山理事長、横山理事
	第四回森林の再生活動	21(祝)	GOCANの森	地ごしらえ、階段づくり、 かん木と竹のチップ化
	最終回森林の再生活動	25(日)	GOCANの森	植樹、椎茸コマ打ち わいWaiTVワイワイネット取材撮影

椎茸の収穫：10/25,27,11/1,4,5,8,20,12/1,3,9,10,17,21,24,28,1/4,21,2/2,12,18,23,28,3/21,25(計24回)

報告事項 . 平成18年度収支決算報告

平成18年度 特定非営利活動に係る収支計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

	予算額	決算額	差異	備考
収入の部				
1 会費収入				
会員(正会員、特別会員)	87,000	72,000	15,000	@5,000×14人+@1,000×2人
賛助会員	20,000	20,000	0	@5,000×4人
2 事業収入	10,000	26,300	16,300	環境プログラム (バードウォッチング、デイキャンプ、ドングリ拾い、蔓工作)
3 助成金収入	100,000	247,080	147,080	宮崎県ボランティア基金(129,000)、 森林環境税(118,080)
4 寄付金収入	5,000	96,813	91,813	椎茸お礼 他
5 道具基金	10,000	3,000	7,000	
6 雑収入	1	44,059	44,058	預金利息、ボランティア活動用保険返金、 商品券 他
当期収入合計	232,001	509,252	277,251	
前期繰越収支差額	150,525	150,525	0	
収入合計	382,526	659,777	277,251	
支出の部				
1 事業費				
自然環境調査研究	5,000	6,369	1,369	椎茸管理、森づくり調査
産業・自然体験交流	120,000	60,045	59,955	資材購入、小学校での椎茸栽培他
環境プログラム	30,000	149,760	119,760	バードウォッチング、デイキャンプ、ドングリ拾い、 蔓工作、環境問題を考える講演会
森林整備	30,000	172,299	142,299	雑木林整備、 森林の再生活動での道具購入 他
2 管理費				
事務局手当	12,000	12,000	0	事務局借用
通信費	15,000	7,595	7,405	郵便、ドメイン取得費
消耗備品費	10,000	9,993	7	コピー用紙、プリンタインク
旅費交通費	10,000	25,830	15,830	みやざき森づくりボランティア協議会、 椎茸収穫
諸会費	3,000	3,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会
会議費	20,000	10,350	9,650	総会
研修費	20,000	1,691	18,309	みやざき森づくりボランティア協議会他
損害保険料	12,000	8,510	3,490	H18.6.22～H19.6.22
租税公課	4,000	3,800	200	助成金申請・県事業報告用
雑費	5,000	3,227	1,773	振込手数料、椎茸発送費他
3 予備費	86,526	8,890	77,636	赤い羽根助成金返金
当期支出合計	382,526	483,359	100,833	
当期収支差額	150,525	25,893	176,418	
次期繰越収支差額	0	176,418	176,418	

平成18年度 特定非営利活動に係る貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

科目	金額		
資産の部			
1 流動資産			
現金	78,316		
普通預金	98,102		
流動資産合計		176,418	
2 固定資産			
機械及び装置	253,050		
減価償却累計額	98,847	154,203	
固定資産合計		154,203	
資産合計			330,621
負債の部			
負債合計			0
正味財産の部			
基本金	347,239		
当期正味財産増加額(減少額)	16,618		
正味財産合計			330,621
負債及び正味財産合計			330,621

平成18年度 特定非営利活動に係る財産目録

(平成19年3月31日現在)

科目	金額		
資産の部			
1 流動資産			
現金	現金手元有高	78,316	
普通預金	宮崎太陽銀行門川支店	98,102	
流動資産合計			176,418
2 固定資産			
機械及び装置	チッパーシュレッダー(新ダ 伊 CSE50-W)	253,050	
減価償却累計額		98,847	154,203
固定資産合計			154,203
資産合計			330,621
負債の部			
負債合計			0
正味財産			330,621

チッパーシュレッダーの減価償却について

・耐用年数：8年 ・償却方法：定率法 ・償却率：0.25 ・当該年度償却月数：12ヶ月

平成 18 年度 会計監査報告

会計監査報告について平成18年度の現金出納帳
及び領収書などの関連書類を監査したところ、いずれ
も適正に処理されていることを認めましたので報告
いたします。

19

平成 ~~18~~ 年 5 月 16 日

会計監査 峯 真理子(峯)

議案 . 平成19年度活動方針(案)

1. 環境啓発への取り組み

5 (1) 環境プログラム

地球温暖化や荒れた森林、河川や海の汚染等の環境問題に関心を持ち考えてもらうために、森林等を活用した体験型啓発活動を開催します。広く参加者を募って、環境プログラムに参加してもらい、『あなたのできること私のできること』をキーワードに、個人でも取り組める環境問題への活動に気付いてもらい、できるだけ良い自然環境を子どもたちに残していくことを、多くの人が実践してもらうための基盤整備とすることを目的とします。

本年度に、開催する環境プログラム

デイキャンプ

ネイチャーゲームを森林の中で実施して、参加者に自然と人間の関係の気付きを促すことで、自然と人間生活が切り離せないことを理解してもらいます。その他に、非日常的な体験として、木の枝を薪とする釜戸での飯盒での炊飯等で昼食を参加者自身で作ってもらい昼食をとります。

遊びながら自然環境への理解を促進して行くことを目的とします。場所は、子どもの森ほだ場を予定しています。ネイチャーゲームは、宮崎県ネイチャーゲーム協会よりネイチャーゲーム指導員の派遣を依頼する予定です。

森と遊ぼう

デイキャンプと同じように遊びながら自然環境への理解を促進することを目的とします。ネイチャーゲームを「子どもの森」フィールドで実施し、参加者自身によって蔓の撤去をしてもらい蔓工作を実施します。また、森の自然材料を使っての工作も行ないます。

ネイチャーゲームは、宮崎県ネイチャーゲーム協会よりネイチャーゲーム指導員の派遣を依頼し、蔓工作指導については、竹見野の樹主宰日高さんに依頼する予定です。

バードウォッチング

野鳥の観察を切り口に、環境問題を参加者に考えてもらうことを目的とします。五十鈴川河口で、冬の野鳥を観察して、その後、室内での野鳥講演を実施します。

講師は、日本野鳥の会宮崎県副支部長で子どもの森会員の猪崎悦子さんに依頼する予定です。

環境問題を考える講演会

地球温暖化問題を中心とした地球環境の悪化の現実と、個人レベルでできる環境問題への取り組みを促すための講演会を実施します。講演者と会場は、今後理事会で決めていきます。

植樹

2年前の森づくりプログラムの参加者が、ドングリを拾って自宅の持ち帰り苗木を育てる活動を実践しています。育てた苗木をGOCANの森フィールドに植樹する活動を開催します。ただ、苗木の育成が良くない場合は、開催を次年度に延期する可能性もあります。

上記の 、 、 、 については、九州労金より活動費の助成金を受けることが決定しています。

15 (2) 五十鈴小学校での椎茸栽培

総合学習の時間を使って、子どもたちが町内の暮らし(農林水産業と環境の)学習の一環として、平成18年2月と平成19年3月に、4学年の子どもたちが、椎茸のコマ打ち体験をしています。その後のほだ木の本伏せと収穫のためのほだ木起こしを実施することになります。

小学校の授業の一環として行うため平日開催となり、実施日は、五十鈴小学校と調整中です。

20

2. 森林づくり

(1) GOCANの森(続森林の再生活動)

5 門川高校生と協働して実施した森林の再生活動(平成19年3月に植樹)をした門川高校実習林に、野鳥を観察するため等の目的で東屋の設置と東屋設置予定場所までのアプローチ(歩道や階段)を設置します。

門川高校では、平成20年度においては、車椅子でも展望小屋まで登れるように山斜面にスロープ設置を計画しています。福祉の立場からも森づくりが有効であることを認識し、門川高校と協働して今年も森づくりのプロジェクトとして実践活動して行きます。

10 森林環境税から、機械道具も含め活動費の75%の助成金を受けることが内定しています。

(2) 子どもの森

15 (当会と同じ名前ですが)西門川三ヶ瀬の私有林所有者と山林使用契約を締結して、雑木林の整備と、杉と広葉樹の混合林を形成して行く森づくりの実践活動です。平成18年3月に、6種類の広葉樹を植樹していますが、本年度は、植樹地の草刈りと雑木林の整備を行ないます。

3. 活動拠点の模索

20 門川町が旧松瀬分校の活用団体を本年2月から5月末の期間に公募しています。2年前に、子どもの森では、旧松瀬分校の活用計画を門川町に提案して借用を打診したが、その後具体的には何も進捗していませんでした。今回、公募という形で、門川町から門川町内で活動しているNPOや任意団体への借用の実現性が出てきました。下記のように旧松瀬分校を活用するため、この公募に参加します。そして、旧松瀬分校を子どもの森が借用できるようになったら、活動の拠点として活用して行きたいと思えます。

25

旧松瀬分校の活用計画

環境プログラムを旧松瀬分校で開催。
森林や環境の図書を整備して、地域コミュニティーの場としてのミニ環境図書館を設置。
みやざき森づくりボランティア協議会等環境問題に取り組んでいる団体の総会や研修会の開催を誘致。

環境問題に取り組んでいる団体の交流・活動発表(環境フェスタ)の開催。

子ども会やボーイスカウト等のキャンプ施設。

苗木の路地育成

貸出し家庭菜園コーナーの設置

子ども達を対象にした太陽光パネルの電気づくり等のエコエネルギー体験講習。

自然環境豊かな場所で実施することで、より大きな効果が期待できる文化イベントの実施。

(例えば森のコンサート等)

その他に地域の高齢者や子どもたちの交流を図る活動。

・昔の暮らし(竹とんぼづくりと水鉄砲づくり、竹馬づくり、藁草履づくり、弟や妹をおんぶして子守をしながら勉強、風呂敷の使い方、昔のおやつ作りなど)

・山里の暮らし(きこり体験、雑木林や竹林の整備とカシ等枝の萌木、間伐した竹等で炭作り体験と販売、鳥海山大好きな人たちが力を合わせて紙芝居づくりと上演会、山から湧き出る水を使って人々が自然と親しめるピオトープ作りなど)

その他：子どもの森事務所として常勤スタッフの配置と建物の修繕工事を実施。

(日本財団と修繕工事費助成を相談するになっています)

参考：門川町の公募について

【利用条件】 土地と建物を一括して年間利用し管理する

【建物】 現状のまま無償譲渡（所有権移転登記ならびに費用は団体負担）

【土地】 貸付金額 114,000円（年間） 将来は売り払いの予定

- 5 貸付金額は、本年度は予備費から支出します。来年度以降は、NPO法人の運営費が対象となる助成金と旧松瀬分校借用の目的寄付金を各方面にお願いして資金を集めたいと思います。

4．椎茸栽培

10

平成16年と平成17年に椎茸菌を接種したほだ木が430本あり、10月後半から12月前半と2月から3月に椎茸が収穫できます。昨年度は、130Kgの収穫があったので、本年度も同程度の収穫量が見込まれます。収穫時期には、2、3日おきに椎茸の収穫をしなければならないので、各会員も是非ほだ場まで出向いて収穫をお願いします。

15

5．子どもの森が加盟する団体

(1) みやざき森づくりボランティア協議会

- 20 今年も引き続き「みやざき森づくりボランティア協議会」(会長：圖師哲夫ロキシーヒル代表)に、団体会員として加盟します。同協議会での総会や研修会への参加をすることで、同じ森づくりや環境問題に取り組んでいる団体との交流ができます。同協議会が開催する研修会では、森づくり活動への考え方や森林作業の学習等を学べます。総会や研修会には、役員が中心で参加していきたいと思いますが、会員の方でも参加を希望される方がいたら、一緒に参加をお願いします。
- 25 同協議会の今年の総会は、6月16日(土曜日)に森づくりの研修会と親睦会、17日(日曜日)に平成19年度総会が、日向サンパークオートキャンプ場にて開催されます。近場でもあるので、会員の方の積極的な参加をお願いします。また、同協議会の理事として、横山謙一理事が今年から2年間就任する予定です。

30

みやざき森づくりボランティア協議会加盟団体

団体名	事務局住所
NPO法人みやざき子ども文化センター	宮崎市橘通西2-5-20
桜宴會	宮崎市太田4丁目3-1 パームクレストC-103
木崎浜松林を守る会	宮崎市大字熊野10321
水源の森づくりをすすめる市民の会	宮崎市下北方町戸林5262-10
田園クラブ	日向市大字塩見字泉12455
どんぐり1000年の森をつくる会	北諸県郡山之口町富吉2985-26
にわとこの会	日南市飫肥7-2-35
延岡アースディ実行委員	延岡市瀬之口町2-2-15 日中商事内
日向市ふるさとの自然を守る会	日向市大字財光寺5384-12
宮崎グリーンヘルパーの会	宮崎市祇園3丁目5番地 川島ビル202号
高千穂森の会	西臼杵郡高千穂町大字押方4520
ロキシー・ヒル	西都市大字三納10372-イ
わくすず・千年樹の会	西臼杵郡高千穂町大字押方1222 ぶどうの樹内
MFV会	宮崎郡清武町大字加納乙320-95
NPO法人子どもの森	東臼杵郡門川町城ヶ丘2-2

平成15年9月13日と14日に、第55回全国植樹祭「悠久の森づくりボランティア全国大会」が、全国から約1500人が集り西都市を主会場に開催されました。その企画運営をするために、

平成15年1月に「みやざき森づくりボランティア協議会」が誕生しました。

行政ではなく、民間のボランティア団体の協議会によって開催された全国植樹祭は、関係機関からの高い評価を受けました。それ以降は、宮崎県内の森づくりを実施している団体の相互協力と交流、森づくりの研修が、本協議会の活動の中心となっています。

5

(2) 宮崎NPO法人ネットワーク

10 県内の特定非営利活動法人(NPO法人)の連携をより深めるために「宮崎NPO法人ネットワーク」(会長:上野登NPO法人アジア砒素ネットワーク代表)は、平成16年12月4日に設立されました。平成17年5月13日現在で、60の県内NPO法人が加入しています。子どもの森も加入しています。昨年までは無会費でしたが、今年から会費(2,000円)の負担をすることになりました。

15 助成金の情報や他のNPO法人との交流・情報交換が同ネットワークの主たる活動目的です。昨年は、助成団体と支援プログラムの紹介と民間の助成金を活かした活動紹介のシンポジウムが開催され、名刺交換・交流会によって、それまで高い敷居であった助成団体が身近な存在に感じるようになりました。今年、子どもの森が助成を受けることになった九州労金も参加していました。このシンポジウムを通じて、九州労金に助成金を申請することによって、今年の助成金が決定しました。また、廃校となった分校を活用する時の修繕費用については、日本財団と相談できることが解りました。

平成19年度活動計画

月	事業名	予定日	場所	備考
4	第1回理事会	18(水)	事務局	
5	第2回理事会、監査	16(水)	事務局	
	第6回通常総会	20(日)	ガーデンホール 延岡	
	第3回理事会	29(火)	事務局	
6	植樹地の下草刈	3(日)	子どもの森	平成17年度植樹地
	五十鈴小学校での椎茸栽培 しいたけ原木本伏せ	調整中	五十鈴小学校	
	森づくりボランティア協議会総会・研修	16(土) 17(日)	日向サンパークオ ートキャンプ場	
7	第4回理事会	17(火)	事務局	
	環境プログラムの準備 デイキャンプ(&ネイチャーゲーム)	22(日)	ほだ場	ネイチャーゲーム下見 昼食作りの準備
	環境プログラム デイキャンプ(&ネイチャーゲーム)	28(土)	ほだ場	県ネイチャーゲーム協会
8	第5回理事会	21(火)	事務局	
	植樹地の下草刈	25(土) 26(予備)	GOCANの森	平成18年度植樹地
9	森林整備	9(日)	子どもの森	
10	五十鈴小学校での椎茸栽培 しいたけ原木ほだ木起こし	調整中	五十鈴小学校	
	第6回理事会	23(火)	事務局	
11	環境プログラムの準備 森と遊ぼう(ネイチャーゲーム&クラフト)	18(日)	子どもの森	ネイチャーゲーム下見 蔓工作の準備
	環境プログラム 森と遊ぼう(ネイチャーゲーム&クラフト)	25(日)	子どもの森	県ネイチャーゲーム協会 蔓工作:日高イセノさん
12	第7回理事会	4(火)	事務局	
	環境プログラムの準備 バードウォッチング	9(日)	五十鈴川河口	五十鈴川河口の環境整備
	環境プログラム バードウォッチング	16(日)	五十鈴川河口	講師:猪崎悦子さん
1	森林整備	20(日)	GOCANの森	
	第8回理事会	22(火)	事務局	
2	環境プログラム 環境問題を考える講演会	2(土)	未定	講師:未定
	森林整備	10(日)	GOCANの森	
3	森林整備	9(日) 23(予備)	GOCANの森	東屋の設置
	第9回理事会	18(火)	事務局	
	環境プログラム 植樹	30(日)	GOCANの森	平成17年度ドングリ拾い参加者
4	第21回理事会、監査	22(火)	事務局	
5	第7回通常総会	11(日)	未定	

森林整備の作業時間は約3時間(小雨決行)

活動の情報発信のためにWebページの運営と広報紙の発行。

5 椎茸本伏場・ほだ場は、定期点検と収穫を実施する。

他に「みやざき森づくりボランティア協議会」と同協議会加盟団体の活動への参加があります。

議案 . 平成19年度収支予算(案)

平成19年度 特定非営利活動に係る収支計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

	予算額	前年度予算額	差異	備考
収入の部				
1 会費収入				
会員 (正会員、特別会員)	94,000	87,000	7,000	@4,000×19人+@1,000×3人 +(前年度未納)@5,000×3人
賛助会員	28,000	20,000	8,000	@4,000×7人
2 事業収入	20,000	10,000	10,000	環境プログラム (テイクアップ、森で遊ぼう、バードウォッチング)
3 助成金収入	461,030	100,000	361,030	労金(200,000)、森林環境税(261,030)
4 寄付金収入	50,000	5,000	45,000	椎茸お礼 他
5 道具基金	2,000	10,000	8,000	
6 雑収入	4,000	1	3,999	預金利息、商品券 他
当期収入合計	659,030	232,001	427,029	
前期繰越収支差額	176,418	150,525	25,893	
収入合計	835,448	382,526	447,922	
支出の部				
1 事業費				
自然環境調査研究	10,000	5,000	5,000	椎茸管理、森づくり調査
産業・自然体験交流		120,000	120,000	
環境プログラム	184,440	30,000	154,440	テイクアップ、森で遊ぼう、バードウォッチング、 環境問題を考える講演会
森づくり	358,040	30,000	328,040	雑木林整備、続森林の再生活動での道具購入 他
2 管理費				
事務局手当	12,000	12,000	0	事務局借用
通信費	16,000	15,000	1,000	郵便、ドメイン取得、レンタルサーバー
消耗備品費	39,000	10,000	29,000	コピー用紙、プリンター
旅費交通費	30,000	10,000	20,000	森づくりボランティア協議会、椎茸収穫、 環境プログラムの広報
諸会費	5,000	3,000	2,000	みやざき森づくりボランティア協議会、NPO法人ネットワーク
会議費	15,000	20,000	5,000	総会、理事会
研修費	10,000	20,000	10,000	みやざき森づくりボランティア協議会他
損害保険料	12,000	12,000	0	H19.6.22～H20.6.22
租税公課	4,000	4,000	0	助成金申請・県事業報告用
雑費	5,000	5,000	0	振込手数料、椎茸発送費 他
3 予備費	134,968	86,526	48,442	旧松瀬分校借用代 他
当期支出合計	835,448	382,526	452,922	
当期収支差額	176,418	150,525	25,893	
次期繰越収支差額	0	0	0	

5 支出の部「森林整備」(H18)を「森づくり」に変えました。

会費 正会員：4,000円 ただし、特別会員は、1,000円。

賛助会員：4,000円

特別会員とは、社会に出る前の大学生や専門学校生と同一世帯で2人め以降の正会員。総会での議決権や理事への立候補など、通常の正会員と同じ権利を有する。

議案 . 役員改正(案)

役 職	氏 名	就任期間	報酬について
理 事	横山 謙一	平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日	報酬無
	田中 公宜		
	横山 純子		
	吉田 美和子		
	丸野 由美子		
	栗田 忠治		
監 事	峯 眞理子		

顧 問

日高 光宣	就任期間 平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日	宮崎産業経営大学経済学部准教授
-------	---	-----------------

5

補足資料 会員名簿 (敬称は略します)

横山 純子	門川町	峯 眞理子	延岡市	遠藤由美子(賛助)	門川町
和泉 満義	門川町	河上 未喜(賛助)	田野町	飯干 喜恵	清武町
横山 謙一(特別)	門川町	請関 哲美	門川町	柏田 倬身	日向市
金子 睦子	宮崎市	金子 恭子	延岡市	吉田美和子	宮崎市
中山 誠一(賛助)	横浜市	栗田 忠治	門川町	松原 和範(賛助)	宮崎市
山内 清和	都農町	南谷 裕子(賛助)	日向市	川口 博隆(賛助)	宮崎市
濱田 秀生(賛助)	横浜市	猪崎 悦子	宮崎市	栃原 孝行	延岡市
横山 信時	宮崎市	請関久美子(特別)	門川町	後藤 昭一	宮崎市
椎屋 靖子	延岡市	安藤 三郎	門川町	後藤 裕子(特別)	宮崎市
田中 公宜	延岡市	丸野由美子	延岡市		

補足資料 機具・道具・備品台帳

(平成19年3月31日現在)

機具・道具・備品	メーカー品名	取得価格	数量	金額	取得年月日	使用助成金等	
機具	エンジンチェーンソー	マキタ ME333	32,695	1	32,695	05/06/18	日本財団
	エンジンチェーンソー	マキタ ME333	32,440	1	32,440	05/11/15	赤い羽根
	刈払機	マキタ MEM262	34,944	1	34,944	05/06/09	日本財団
	刈払機	マキタ MEM262L	35,404	1	35,404	05/06/09	日本財団
	椎茸用ドリル	マキタ D2011	6,060	1	6,060	05/02/10	
	椎茸用ドリル	マキタ D2011	14,200	2	28,400	05/11/15	赤い羽根
	椎茸用ドリル	マキタ D2011	15,000	1	15,000	06/02/23	赤い羽根
	発電機	新ダイト G2400-B	60,409	1	60,409	05/07/25	赤い羽根
道具	枝打ち梯子	ピカ SWE302 (3m)	17,745	1	17,745	05/06/29	日本財団
	造林鎌 (100センチ)		4,800	3	14,400	05/06/18	日本財団
	造林鎌 (70センチ)		2,900	4	11,600	05/06/18	日本財団
	中厚鎌 (195)		1,253	1	1,253	05/06/18	日本財団
	中厚鎌 (165)		1,449	2	2,898	05/06/18	日本財団
	腰鉋 (6寸)		4,505	1	4,505	05/06/18	日本財団
	腰鉋 (5寸)		4,106	1	4,106	05/06/18	日本財団
	鋸		2,762	2	5,524	05/06/18	日本財団
	畑鋤		3,413	1	3,413	05/06/18	日本財団
	十字鋤		3,990	1	3,990	05/06/18	日本財団
	高枝はさみ		6,500	1	6,500	05/06/18	日本財団
	剪定はさみ		2,580	1	2,580	05/06/18	日本財団
	刈込はさみ		2,142	1	2,142	05/06/18	日本財団
	手鋤		924	3	2,772	06/03/19	
	ハンマー大		3,020	1	3,020	06/01/21	
	ハンマー		924	1	924	05/12/07	
	竹挽き鋸		2,079	2	4,158	06/07/22	ボランティア基金
	折込鋸		1,029	3	3,087	06/07/22	ボランティア基金
	高枝はさみ		1,956	3	5,868	06/11/28	ボランティア基金
	剪定はさみ		387	10	3,870	06/11/28	ボランティア基金
	造林鎌 (70センチ)		2,982	13	38,766	06/12/05	環境森林税
	腰鉋 (6寸)		4,505	1	4,505	06/12/05	環境森林税
	鉋 (35号)		3,759	1	3,759	06/12/05	環境森林税
	鉋 (40号)		3,822	1	3,822	06/12/05	環境森林税
	鋸		2,762	2	5,524	06/12/05	環境森林税
	十字鋤		3,812	4	15,248	06/12/05	環境森林税
	スコップ		1,554	2	3,108	06/12/05	環境森林税
	鉋 (30号)		3,665	2	7,330	06/12/24	環境森林税
	熊手		2,037	3	6,111	07/03/04	環境森林税
	備品	ヘルメット	五心産業 GS-33	1,605	10	16,050	05/05/31
電工ドラム		畑屋製作所 E-30C	4,723	1	4,723	05/07/25	赤い羽根
刈払作業用すねあて			1,980	2	3,960	05/06/09	
飯盒			997	8	7,976	06/07/22	ボランティア基金
ターフテント			9,978	1	9,978	06/07/23	ボランティア基金
ターフテント			6,990	1	6,990	06/08/02	ボランティア基金
トイレ用テント			4,179	1	4,179	06/11/29	環境森林税
カタログスタンド (チラシ広報用)			1,090	1	1,090	06/11/29	環境森林税
砥石と砥石台			2,054	1	2,054	07/03/04	環境森林税

494,880

宮崎日日新聞(平成18年5月31日)

県内NPO法人

問われる活動内容

特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき、県の認証を受けたNPO法人が今月十二日、従業員への賃金不払いの疑いで書類送検された。県内の認証法人は年々増えているが、事業報告書の提出義務を果たしていない団体も約一割あるなど、活動実態がほとんどない、幽霊組織もある。全国的に皆さんの運営を行う法人への認証取り消しの動きが自立しており、本県も対応を迫られそうだ。(報道部特報班・杉尾 守)

営が苦しかったと供述し、出しない団体には督促しているという。

Q-ズーム

NPO法人 NPO法は福祉や環境など分野で非営利活動を行う団体で、法人格を与えることで市民活動の発展を公益の増進を図ることを目的としている。10人以上の構成員(会員)や役員、3分の2は無報酬などの条件がある。活動資金に充てるための収益活動は認められていない。事業報告書や収支計算書などは毎年公開しなければならぬ。も森の横山謙一理事長は「法人化すれば社会的信用は得られるが、それが最終目的とならば本末転倒の何物ではない」と警鐘を鳴らしている。

書類送検されたのは、**「こころ」と関係者。** 県内では今のところ、NPO法人が絡んだ事件は少ない。だが、全国的にはNPO法が団体の自主性を尊重し、行政の関与を抑えていることに目を付けていた団体と理事長、理事。二〇〇三年にNPO法人に認証された。当初から収支計画が不十分で、従業員四人に賃金を支払わなかった疑いが持たれている。NPO法の認証は県内初。事業は人の賃金不払いによる書類送検は県内初。事業は人の役員を兼ね違法営業を繰り返していたケースもあった。

「百六十七団体となり、本年度中には二百を越すとみられる。認証は法で定められた書類に問題点がないければ受けられる。法人化のメリットとして個人より信用が得られ、資金調達も容易になることがある。」

「法人は社会的責任を負っており、今後は責任が問われる」と指摘する。

1割事業報告せず

信頼獲得へ情報公開必要

市民活動の担い手として期待されるNPO法人の多くは地域に根差したまちづくりを展開。活動分野は環境、教育、福祉など幅広いが、従来の制度の枠組みにとらわれることなく、柔軟性や機動性を発揮し住民ニーズに応えている。「地方分権の推進で役割は大きくな

「経済的な理由などから休眠状態の団体は少なからずある」とみる。認証取り消し数(十件)が全国で最も多い福岡県の場合、NPO法をめぐり、中には行政から補助金がもらえずと誤解して安易に法人化し、その後運営に行き詰まる団体も少なくない。賃金不払いで書類送検された団体の理事長は「活動への寄付金が集まらず、運

「三月、NPO法人の認証は法律の手続きにのっとったもので、お墨付きを与えたものではない。それだけに積極的な取組、事業報告などの情報を公開し、市民の信頼を得る必要がある。」「運営の透明性を図る上でも説明責任を果たすのは当然」と根岸助教。

「意見や記事の感想をお寄せください。報道部 特報班 09885(24) 4202、ファクス0985(32)1681、メール yokubou@mi-yari.net.co.jp

地域特報

一九九八年のNPO法施行後、県内の認証法人は増加傾向にある。市民活動の担い手として期待されるNPO法人の多くは地域に根差したまちづくりを展開。活動分野は環境、教育、福祉など幅広いが、従来の制度の枠組みにとらわれることなく、柔軟性や機動性を発揮し住民ニーズに応えている。「地方分権の推進で役割は大きくな



門川町のNPO法人・子ども森の理事会。活動内容について熱心な議論が続く

門川・子ども森 森林再生の協力員を募集

特定非営利活動法人子どもの森（横山謙一理事長）はこのほど、門川町三ヶ瀬の門川高等学校演習林で、森林の再生活動を始めた。来年三月まで計五回実施する予定で、ボランティアを募っている。

台風で植林されていた杉が流される被害があった同演習林で、自然環境の復元と、水源のかん養や災害防止など森林の持つ公益的機能の再生を図る活動。門川高校生のボランティアと一緒に活動する。第二回は来年一月三十一日、第三回は二月十八日、第四回は三月二十一日、最終回は三月二十五日を予定。最終回には広葉樹を植樹する。雨天の場合は中止。

活動時間は、いずれも午前九時から正午まで、毎

回八時五十分と同演習林一場駐車場に八時に集合後、直接集合するか、門川町役一車で活動場所に移転する。



このほど実施した一回目の活動では門川高校生が階段作りに取り組んだ

参加希望者は、子どもの森事務局（☎ファクス050・3427・1102、【メール】office@kodomomori.info）へ申し込み。

生活はゆつくりと

日向で「エコロジー」講演会

NPO法人子どもの森（横山謙一理事長）が主催する環境問題を考える講演会「そはやおはさんのエコロジー ～あなたのできること私のできること～」が四日、日向市中央公民館であった。

講演したのは都城市でそば店「がまごう庵」を開いている蒲生芳子さん。蒲生さんはエコネットみやまき代表、ひむか菜の花エコプロジェクト代表、宮崎県地球温暖化防止活動推進センター運営委員長を務め、そ

ばやおはさんのエコロジーという名前でもさまざまなエコロジー活動に取り組んでいる。元々県職員だった蒲生さんは、やはり県職員だった



「エネルギーも食べ物も身土不二で考えたい」と話す蒲生芳子さん（日向市中央公民館）

夫と職を辞してまで取り組んだ「がまごう庵」の経営や、これまでの苦労話を紹介し、「自分たちで売りたいものも売りたいのはいい」と、少しずつ無農薬農薬やエコロジー活動に取り組むようになった経緯などを説明した。

最後に質疑応答でエコロジー生活のことを聞かれた蒲生さんは「森の火事を消すためにハチドリが落とすひとしずくの水滴が大事。自己満足でも良い。自分が気持ちいいことを積み上げていくことが身土不二であり、足るを知るということ。生活は、ゆつくりゆつくりを求めている」とアドバースした。

夫と職を辞してまで取り組んだ「がまごう庵」の経営や、これまでの苦労話を紹介し、「自分たちで売りたいものも売りたいのはいい」と、少しずつ無農薬農薬やエコロジー活動に取り組むようになった経緯などを説明した。

最後に質疑応答でエコロジー生活のことを聞かれた蒲生さんは「森の火事を消すためにハチドリが落とすひとしずくの水滴が大事。自己満足でも良い。自分が気持ちいいことを積み上げていくことが身土不二であり、足るを知るということ。生活は、ゆつくりゆつくりを求めている」とアドバースした。

定款
特定非営利活動法人 子どもの森

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子どもの森という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を宮崎県東臼杵郡門川町城ヶ丘2番2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域や自然環境を守り、子供達が身近な里山や自然と親しみ、自然や命の大切さを体験を通して知る機会をつくり、情報を発信し、またそのような活動を通じて、農業、漁業、林業など自然と一体となった地場産業の振興、街づくり、人づくり、情報化社会の発展に寄与する活動をする事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業
- (2) 地場産業の啓発、普及と共に地域の特性を活かした農林水産物等の販売
- (3) 地域の自然、産業などの調査・研究事業
- (4) 地域の自然、環境などを理解してもらうための啓発活動及び情報収集
- (5) 子どもたちや地域の人たちの情報化教育や交流のための教室開催
- (6) 活動の情報発信・啓発のための出版事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動法(平成10年法律第7号、以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 理事会は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会費の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3年以上会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所管庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数が3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨あらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経てから定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、学識経験者または本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。
- 5 顧問の任期は第16条第1項の規定を準用する。

第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 総会における議決事項は、第24条3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について表決することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記すること)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

(ア) 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第26条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算等)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第46条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人に事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(イ) 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を

経、かつ所管庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の規定に関らず、法第24条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行なった場合には、遅滞なくその旨を所管庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所管庁による設立の認証

- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所管庁の認証を得なければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く)に残余財産は他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所管庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

(ウ) 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(エ) 雑則

(委任)

第55条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年通常総会までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第44条第1項に規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関らず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費 5,000円

2005年5月8日 一部改定

2006年4月22日 一部改定



事務局:宮崎県東臼杵郡門川町城ヶ丘 2-2

TEL/FAX 050-3427-1102

<http://www.kodomonomori.info>

office@kodomonomori.info